（1）　第68号　（昭和28年9月10日 第三種郵便物認可）　友愛　昭和33年11月10日　（毎月1回10日発行）

友愛

発行所 友愛青年同志会
京都支部 東京都豊島区巣鴨1の17の2 電話(94)2801 振替口座東京16万人 1部10円 編集発行 昇

入会申込は支部または本部までハガキで一報下さい
東京都文京区音羽七ノ一〇
友愛青年同志会

警職法改正問題によって今回の臨時国会は大混乱を呈し、他に提出されている法案については、あまり問題にされていないようであるが、われわれ青年運動をおこなっているものにとって大きな影響をもつ【社会教育法等の一部を改正する法律案】が提出されていることを忘れてはならない。

問題点を重視しよう
――社会教育法の改正案――

現行の社会教育法は、社会教育の振興を目的の活動を育成することによって、またこの援助がなければ運営さえ困難な団体が相当でてくることも事実である。そのほか社会教育関係団体と関係官庁との関係が明示されていながらもその機能を発揮していないことなど指摘されては相当問題になる点がでてくるのである。

そこで今回の改正案が、第十三条の補助金禁止規定の全文削除を骨子として、関係官庁の指導的役割をより具体的に規定する内容をもって提出された。

補助金禁止規定については従来から各方面で問題になっていたもので、それが削除されるとなれば、たとえ少の制約を受けることになってもそれは当然として賛成する向も少なくないのである。現に改正案の促進をはかるために多くの団体が集まり協議会を重ねていることによっても証明される。その反面、これがもとになって官僚統制が復活し、その運用いかんによっては、団体の主体性をおびやかし、戦後営々と建き上げた民主的体制をくずすおそれが多分にたちやすい。従って、政府の国会に法案を提出する時期や方法については、十分慎重でなければならない。その慎重に欠けたのがこれ程大きな事態をひきおこした根本原因でもあるので、自民党は謙虚な気持で反省をする必要がある。

審議の経過では、社会党の実力による審議の引延し、抜き打ち的な会期の延長は、民主政治に全く反しているので、自民党は速やかに大局に立脚した審議の促進をはかるべきである。

自民党は、両党間会談を開催されたならば、与党として国会を混乱におとしいれた責任上、巾の広い視力のある態度で望み、警職法の取扱いについても話し合いで解決できれば過去に余りこだわってはいけない。

とにかく、国会の空白を一日も早く埋め、失った国会の信頼を恢復してゆくために、国会議員の事態の収拾に全力を尽くすのがよい。

両党と過去のゆきがかりや、党の面目をすて当面の解決にあたるとともに、この際国会の運営についての反省と建設的な意見の交換をして、民主政治の発展を遂げるための努力をしてほしい。

論説
党首会談を開いて　事態の収拾をはかれ

警職法をめぐっての与党・野党のはげしい対立は、国会の会期延長を境にして抜き差しならない混乱におちいり、政治の空白感をかもしだした。警職法の可否、抜き打ち的な会期延長の批判から、問題はすでに二大政党対立の時期尚早論と及び、議会政治への非難と移ろうとさえしている。明治以来の帝国議会開設から、幾多の先覚者の努力によって、また戦後の民主々義達成の悲願に答える国民の願いによって国会の正しい運営はよく自覚されてきたのだが、現在のような空白な態におちいったことは誠に慨歎にたえない。

しかしいたずらに歎き、批難し、攻撃するばかりでは政局の空白は埋まるところか、国民の政治に対する失望と不信の念を増大し、議会政治の危機を深めてゆくばかりである。

与党は勿論のこと、野党も全力をあげて収拾に乗りだすべきである。

岸首相は両党会談を提唱し、自民党の代議士会でも了承の上、社会党に呼びかけたが、社会党の拒否にあって果すことができなかった。

星島議長も、しばしば鈴木委員長に会見を申込んで断られている。

四方陣に囲まれてしまった感関国会をどうしたら打開できるかが、現在の国民の最大関心事であるから、この打解の重要性から押して至急党首会談を開催すべきである。

民主々義は飽くまでも話し合いである。社会党がその話し合いの道を断つのは、最初の罪悪を超えて事態を悪化する一方で、公党としての良識ある態度とはいえない。

十一日の社会党中央執行委員会で、西尾末広氏がこの様な注目すべき発言をしている「社会党に対する世論の支持は、いまが絶頂と考えなければならない。今後、国会マヒの状態を収拾する努力をしなければ社会党は孤立するおそれがある」――十一日朝日朝刊より――

社会党の十二日の臨時党大会における執行部の原案は収拾に良識を示すところが、強硬意見がつよくその結果が憂慮される。

勿論、収拾の責任を社会党のみに転化するつもりは毛頭なく、収拾の呼びかけである両党会談の拒否に対しての反省を求めるものである。

意見があるならば、党首会談の席上で、社会党の立場を堂々と述べ、お互いに時間と努力をかけて収拾にあたらなければならない。

さて、党首会談による事態の収拾をはかれるよう主張を前提として、警職法の審議経過についてみた。

国民の生活に関係のある重要法案については、国民は常に深い関心を寄せなければいけないが、国民の感覚はともすると、過去の経験から割り出して考えがちであり、かつての警察国家に対する恐怖があるので、警職法については極めて敏感で、感覚的に反対の立場に立たないよう

アジア青年会議の開催については従来、本会をはじめ各青年団体独自の構想をもって提唱され、政府においても開催の意志ありと発表するなど、昨年来急速に開催気運は高まってきた。しかしアジア青年会議開催という点で一致しても各団体間の構想がすべて一致しているわけでなく、まだまだ調整すべき点が多いのである。このような時期に、昨年エジプトのカイロで開かれた「アジア・アフリカ諸国民会議」の決議にもとずいてアラブ連合アジア・アフリカ青年会議準備委員会から日本の各青年団体宛「アジア・アフリカ青年会議」の招請状がとどいたのである。

AA諸国民会議そのものの性格からして今回の呼びかけには非常に問題が多いので、各団体とも慎重に会議に対する態度を検討している。

最初の招請状

カイロのアジア・アフリカ諸国民会議で、常任事務局が、アジア・アフリカ諸国青年のための特別会議をカイロで開催すべきであるということが決められた。

そういう事情の下に、われわれは来る会議に参加を期待されている国々の意見を知る必要があると思う。それ故われわれは、青年会議に関して、その目的や、討論の中心となるであろうと思われる問題、用し合うこと。

C、青年の要求と彼らの問題を研究すること。

D、青年と彼等の福祉を守るために実際的なプランをハッキリ述べること。

E、一九五七年カイロでひらかれたアジア・アフリカ諸国民会議の決定事項を実行するために歩み出すこと。

三、討論の小議題

主要項目の中から青年福祉と密接な関係を持つ数多くの議題や社会専門家の交換

七、体育の分野における討論議題

A、青年の体育文化活動

B、青年体育競技会

われの提案一覧である。

一、会議の総議題は

アジア・アフリカの団結を強めるために果す青年の役割

二、会議の目的は次の事項を成就することである。

A、アジア・アフリカの青年たちの間に相互理解と団結と友情をつよめること。

B、参加メンバーに他の各国の青年運動について知らせること、そして経験を交換し、率仕し合い利

四、討論の社会的面における例

A、青年団体の余暇

B、青年の生活の中の悩みの原因

C、青年を守る特別な法律

D、青年の団体

E、青年のためになされる率仕

F、青年の職業補導

五、文化教養的な題例

A、青年の間に情操を普及させる手段

B、大学や高等研究所等での青年のための教育の機会

C、青年教育方法の手段

D、教師と専門家の交換

E、交換訪問、見学旅行

F、青年の教育に対する助成補助援助

六、技術上、芸術上の問題

A、民衆芸術と青年の役割

B、プラスティック芸術と青年の役割

C、青年のための専門芸術団体

D、教育便節団交換、教育補助金

A、青年の体育文化活動

B、青年体育競技会

C、便節、補助金、専門家、ユースチの交換

D、青年国際キャンプの組織

起きてくる。

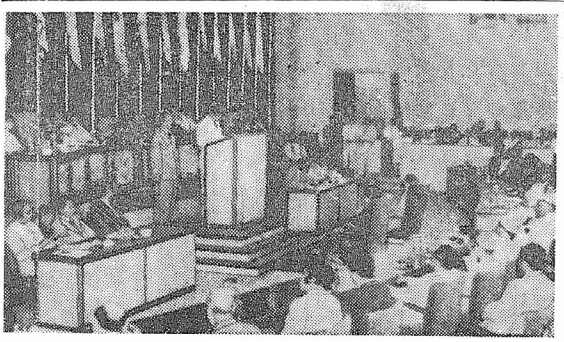

(バンドン会議の開会式)

再度の招請状

会議の準備にとどけだけのことがなされたか

UARアジア・アフリカ青年会議準備委員会は一九五九年二月中にカイロで開催予定の第一回アジア・アフリカ青年会議の成功を確実にするために、あなた方と一緒になって努力していこうと思う。一九五七年十二月カイロで開かれたアジア・アフリカ諸国民会議の時に定められた決議事項をよく御存知だと思う。この時われわれは福祉と平和の道へ国民を導いていく努力をすべきであるという自然な動機からアジア・アフリカ青年会議を召集しようということになったお互の意見を交換することは相互協力を呼びかんな活動にとっても それを成功させるための基本的要素であるということを信じている

(以下省略)

バンドン会議の十原則

バンドン会議（一九五五年四月十八日から二十四日まで、インドネシア・バンドン市）における世界平和と協力の促進に関する宣言バンドン会議十原則。

①基本的人権、国連憲章の目的と原則の尊重

②すべて諸国民の主権、領土保全の尊重

③あらゆる人種の同権、大小すべての国民の同権の承認

④他国の内政に介入あるいは干渉しないこと

⑤国連憲章に一致する諸国民の単独あるいは集団防衛のとりきめを利用しないこと

⑥(イ)大国の特定の利益に奉仕しないこと

(ロ)どのような国の領土保全あるいは政治的独立に対しても侵略行為、侵略のおどかし、あるいは力を利用しないこと

⑦どのような国の領土保全あるいは政治的独立に対しても侵略行為、侵略のおどかし、あるいは力

⑧あるいはあらゆる国際紛争の解決は国連憲章に一致する話合いや平和的方法、仲裁あるいは裁定のような平和的方法、ならびに当事国のえらぶその他の平和的方法で解決すること

⑨相互利益と協力促進

⑩正義と国際義務の尊重

日青協のAA青年会議大綱

一、目的

近年AA諸国が平和と組織建設と世界平和共存確立のために貢献する。

二、会議の原則的精神

バンドンで開催されたアジア・アフリカ会議のバンドン精神がこの会議の基調である。

三、基本的な態度

①AA諸国の青年が思想、宗教、国情、人種のちがいをこえて、自主的に参集し、話し合い、討議して、平和と自由の祖国建設のために、世界の緊張緩和のために果すべき共通の問題を話し合い、相互の理解を深め、AA諸国の青年仲間の団結と協力による青年の福祉と祖国の建設、世界平和の確立に貢献する。

②AA諸国民会議の決議決定に拘束されない、全く青年自らの自主的な会議であること。

③AA各国青年の共通の広場であるため、AA各国以外の青年代表の参加は認めない。

④東西両陣営の如何なる政治的干渉及び圧力をすべての面で排除する。

⑤各国の青年が国の政治、思想宗教、国情にとらわれず、あくまでも青年という立場で参加し、きわめて具体的、建設的な問題について話し合う場であること。

⑥この会議に参加する各国の青年代表は、このAA青年会議が青年のためのものであり討論の内容も青年自らの活動分野についてであるかぎり、次のような要素に制限されるべきである。

青年福祉の分野で活躍しているあらゆる団体や機関の青年指導者であり各国の国民議会（或はそれにかわるもの）が自国の青年代表として認めたものであること。

⑦各国の青年が国の政治、思想宗教、国情にとらわれず、あくまでも青年という立場で参加し、きわめて具体的、建設的な問題について話し合う場であること。

⑧この会議に参加する各国の青年代表は、このAA青年会議が青年のためのものであり討論の内容も青年自らの活動分野についてであるかぎり、次のような要素に制限されるべきである。

青年福祉の分野で活躍しているあらゆる団体や機関の青年指導者であり各国の国民議会（或はそれにかわるもの）が自国の青年代表として認めたものであること。

勤労青少年 育成機関の現状

その五 定時制教育

定時制教育の昭和三一年度の現状は、昭和三一年五月一日現在の学校基本調査によって概観すると次のとおりである。

イ、学校数　実施以来年々増加してきたが昭和三一年度から減少をみなし、昭和三一年度は、さらに減少している。

定時制高等学校では、五一～三〇〇人程度の小規模の学校が学校数は、本校、分校をあわせると、公立二、八八九校、私立二一校、国立一校、総数三、一〇一校である。これは、三〇年度に比べると、独立校では八校の減、併置校は逆に八校の増である。

私立学校はきわめて少数である。これは定時制課程に対して運営が困難で、経営上にも問題があるからである。しかしながら会社、事業場等に附置されている私立定時制高等学校が全国で二一校あって特色のある通営をしているが、これは生産と関連する集団勤労青年教育として大いに取り上げる必要がある。

ロ、生徒数　生徒数は、昭和二八年度を頂点として、その後は一九年度から減少の傾向にある。だが三一年度は前年度よりやや増加である。しかし、国立が二〇年度と同様、一校しかないのは問題である。分校は二、一〇一校のうち、一、三八校であり、公分立校は、一、二三五校であるが、これは、昭和二九年度より七、一校の大きな減少である。分校は昭和二六年度の二五〇校を頂点としてその後は、三〇八人の増である。その内訳は公立学校の生徒は、七、二四七人の増であるが、私立学校の生徒は反対に、二、九四七人の減、国立学校の生徒は八人の増である。普通課程の生徒が全体の五二%を占めている。

農村においては、定時制教育を、二、三男青年教育対策として推進し一般教養を重視する場合が多いのとはいかず、設置課程の問題は、再検討を要する一つの問題といわなければならない。また生徒数を授業形態別にみると、夜間授業のもの三七九、八六一人（七〇・二%）、昼間授業のもの一四九、九九八人（二七・七%）昼夜間授業のもの二一、〇九五人（二・一%）である。

なお、生徒の男女の比率は、ほぼ五対二である。ただし、女子の進学率は増加の傾向にある。

昭和二十八年度まで生徒数が年間二〇%程度の増加率を示したのは定時制発足以来、地域社会のセンターとしてのこの制度の特色と成果が期待された結果であるが、その後は、主として地方財政の窮迫により、分校の統廃合、設置課程の統廃合が行われたことも大きな要因となって、生徒数は伸び悩みとなっている。

ハ、教員数　教員数は、本務者二、六二四人に対して、兼務者八〇一六人で、その比率はおおむね三対一である。三〇年度に比べ本務者一、九一八人、兼務者一、八八九人いずれも減である。全日制における本務者と兼務者との比率がほぼ八対一であることに比べて、はるかに低率であることは問題であって、本務教員の充実は、高等学校教育として内容を充実する上に、もっとも根本的な問題である。

文化サークル案内

本会では会員相互の知的向上をはかり、レクリエーションをかねる意味で次のサークルを設けてあります。文化部は本会誕生と同時に発足、各サークルとも年々活発に運動していますが、会員に限らず広く一般の方の御参加をもお待ちいたしております。

山友会　山登り・ハイキングを趣味とする人達の集りで、アルピニスト級から散歩クラスまで、とにかく歩くことのとわぬ人達が集っています。

合唱団　毎週金曜日に練習しています。特に一般の方の参加を歓迎します。(会費月五十円)

俳句会　毎月二十五日までに友愛俳壇に宛奥はがきで投稿して下さい。一人一回五句以内。入選作は選者の機関紙に掲載。選者　内山一草堂先生

文芸部　同人誌『逆流』を発刊しています。未発表文芸作品の投稿歓迎。同人十一名によって運営、同人加盟は全同人の推選によります。

弁論部　毎月練習を行っています。優秀者は適時地方遊説に派遣します。

スキー部　毎冬妙高つばめ温泉に合宿します。初心者歓迎。

申込方法　入会希望者は本部事務局内各サークル宛封書または葉書に住所、氏名、職業、年令、御記入の上、御申込下さい。受付と同時に各サークル責任者から詳細を御連絡いたします。

友愛青年同志会文化部

欧米より帰りて（上）

鮎川金次郎

昨年六月、我が国の気候も蒸し暑さにむかう頃、羽田をとびたった私は、一路ワシントンに到着した。

空の旅は馴れているとはいえ、今回は特に外務省大臣官房付調査員という重責を帯び、しかも中政連特派員としての資務は自ら身の引締るのを覚えた。

以来、アメリカに約二年、イギリスに約半年滞在して内外の政治経済、外交、就中、中小企業問題と山積する種々の問題を私なりに究明し、去る九月末帰国したのであるが、今、友愛青年同志会の同志の方々から何か原稿をと依頼され御礼と御鞭達の程をかねて、乞われるままペンを取った次第である。

中政連運動を痛感

歴史的にみて、所謂、正統な民主革命を経ながら今日に至っている欧米の政治的基盤と稼めて新鮮な発展をとげて来た日本のそれとを比較する時、私共はそこに根本的な大きな差異を発見する。

即ち、欧米に於いては、正にその中産階級がしっかりとした基盤を持っているために、その社会全体は全く安定した様相を呈している。

そのことはよりも直さずその中産階級の主要部分を形成している中小企業が安定した状態にある事である。

それに引換え、日本は中小企業の貧困、不安定というより中産階級の更に遥んで日本全体のアンバランスを招来している。

従って、欧米でいう中小企業は主としてマス・プロダクションによる大企業では不可能か、または採算にあわない仕事を行う企業を意味し、これに対し日本の場合には、このことに更に貧しい前近代的企業という意味が加わって来ると言えよう。更に日本においては二千万という中小企業人口の膨大さが加わって来る。

それゆえ、そこに現われる中小企業問題は、当然日本の場合と欧米の場合とは、非常に違ったものになる。

すなわち、一見表面では同じように見える金融緩和や税金軽減の問題も、その深刻さに至っては おなじになるほど日本の場合は大きいのである。

併し、こうした欧米にあっても例えば、米英における民間団体たる商工会議所はこの問題解消のため偉大な力を発揮しているのであり、更に、オランダ、ベルギーにおいてもその長を内閣に頂く中産階級省なる政府機関が積極的に働いている事実がみられ、大いに注目に値する。

かく、日本に比べ、遥かに恵まれた立場にある欧米の中小企業界においてさえ、この様なさまざまな施策が行われているのであれば日本において中政連が行われ、更に、これが強化育成 せられてゆくことは至極当然のことであり、又、やり抜かねばならない必然性があるのである。

それがひいては中産階級を安定せしめる事になり、それに続く日本の発展は正に刮して待つべきものがある。

友愛山荘建設着工

―軽井沢友愛山荘―

【図は上から正面図・南面図・一階平面図（右）二階平面図（左）】

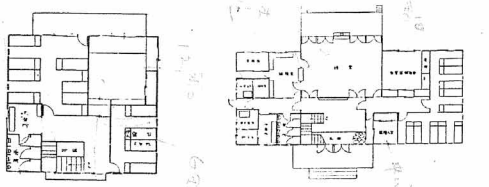

―尾道友愛山荘―

【図は上から南面図・東面図・一階平面図・三階平面図】

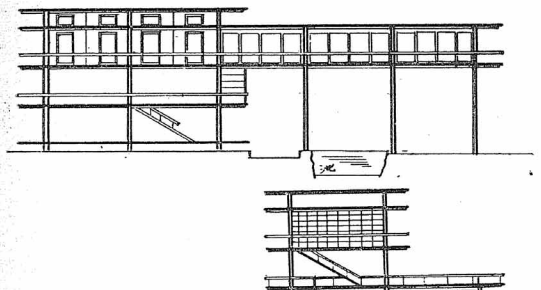

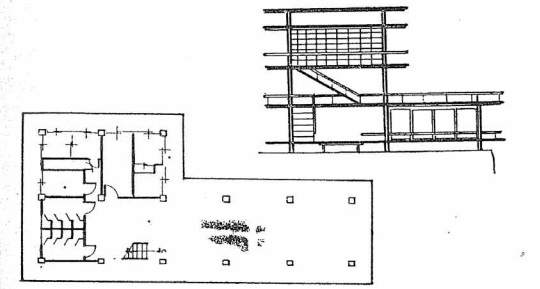

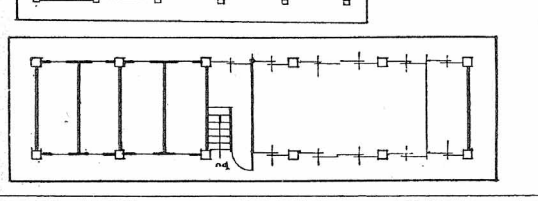

米英の留学生活を通じて

私は今度の一年半の欧米生活の中で、アメリカではジョージタウン大学大学院、イギリスでは、オックス・フォード大学大学院で政治経済学を研究した。そこでその間に学んだいろ〳〵の体験の中から主なものをあげてみよう。

先づ第一にいえることは日本と違って学生が実に気楽に勉強しているということであった。つまり日本のように大学を卒業することを就職の手段だと考えるようなことは毛頭なく、自分の人格に応じて大格の陶冶（英語でキャラクタービルディングと呼んでいるが）を目指しているが、又、周囲の環境もそれに順応している点は、今の日本にも大いに見習う点があると思う。

第二に学生同窓の異性との交際も、頭書に述べた様な社会的基盤の中に立脚しているため、我が国の様にとやかく言われることは極めて少く、お互いに自身の選性に基いて、青春をエンジョイしている点は一寸、羨やましく感じられた。そして第一自分のおかれた社会的立場を考えて一個の完成された社会人となるために日々の研鑽を続けている姿は、他国からも留学した者として大いに刺激にもなったし、又この上もない収穫であったと信ずる。

（筆者は日本中小企業政治連盟常任総務、青年婦人局長）

社会教育法

現行法と改正案

社会教育法の改正案は今国会に提出され、すでに公聴会も開かれているが、ここに簡潔明瞭の参考にしてもらうため、現行法と改正案の条文比較を掲載する（編集局）

第九条の五
（現行法）社会教育主事の講習は文部大臣又は文部大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関もしくは都道府県の教育委員会が行う。
（改正法）社会教育主事の講習は学部を有する大学が文部大臣の委嘱を受けて行う。

第九条の六　社会教育主事及び社会教育主事補の研修は、任命権者が行うもののほか、文部大臣及び都道府県の教育委員会が行う。必要な事項は政令で定める。

第十三条
（現行法）国及び地方公共団体は社会教育団体に対し、補助金を与えてはならない。
（改正法）削除。

第十七条
（現行法）社会教育委員会は社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言することができる。
（改正法）社会教育委員会は社会教育に関し教育委員会に対し、又は教育長を経て教育委員会に助言することができる。

第十九条の二
（現行法）都道府県の教育委員会の事務局に社会教育主事及び社会教育主事補を置かなければならない。
（改正法）都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事及び社会教育主事補を置かないことができる。

第二十三条
（現行法）公民館は、次の行為を行ってはならない。一、もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。二、特定の政党の利害に関する事業を行いまたは公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
2、市町村の設置する公民館は特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派もしくは教団を支援してはならない。
（改正法）次の一項を加える。
3、主事は、館長の命をうけ、公民館の事業の実施にあたる。

第二十五条
（現行法）国庫は、公民館を設置する市町村に対し、予算の定めるところにより、その運営に要する経費の補助その他必要な援助を行う。
（改正法）国は、公民館を設置する市町村に対し、予算の範囲内において公民館の施設・設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。
2、前項の補助金の交付に関し必要な事項は政令で定める。
（図書館法の一部改正）
第二条　図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。
第十六条第二項中「並びに第十九条」を削る。
（改正法）次の一項を加える。
2、文部大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従って設置され及び運営されるように当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

第二十七条
（現行法）公民館に館長を置き、その他必要な職員を置くことができる。
（改正法）「その他」を「主事その他」に改め、同条に次の一項を加える。
3、主事は、館長の命をうけ、公民館の事業の実施にあたる。

第三十五条
（現行法）国庫は、公民館を設置する市町村に対し、予算の定めるところにより、その運営に要する経費の補助その他必要な援助を行う。
（改正法）国は、公民館を設置する市町村に対し、予算の範囲内において、公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。
2、前項の補助金の交付に関し必要な事項は政令で定める。

（図書館の補助）
第二十四条　国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設・設備に要する経費その他必要な経費の二分の一を補助することができる。
2、前項の補助金の交付に関し必要な事項は政令で定める。

第二十五条　削除
（博物館法の一部改正）
第三条　博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）の一部を次のように改正する。
第二十二条　第二項中「並びに第十九条」を削る。
第二十四条及び第二十五条を次のように改める。

（博物館の補助）
第二十四条　国は、博物館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、博物館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助金の交付に関し必要な事項は政令で定める。

第二十五条　削除

附　則
（施行期日）
1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中社会教育法第十九条、第三十二条、第三十五条及び第三十六条の改正規定、第二条、第三条並びに前則第三項及び第四項の規定は、昭和三十四年四月一日から施行する。

100円募金をおこなっております

〃友愛山荘を〃つくろう!!

皆様方の御協力をお願いします

募金の資料御入用の方は
友愛青年同志会事務局に
御連絡下さい

友愛山荘建設委員会

青少年団体指導者研修

全国の代表を集め 文部省主催で開く

青少年の団体活動とくに地域活動を促進し充実するために、毎年文部省では、全国の青少年団体指導者の研修会を実施している。

本年度は参加者を地域青少年団幹部に重点を置いているが例年より広範囲な呼びかけをおこなっているので、各種青年団体代表の参加が予定されている。

なお本会では同研修会に早川文化部長・大塚忠次郎（東京都連総務部長）の両君を参加させることにしている。

昭和三十三年度青少年団体指導者研修実施要項

一、趣　旨
青少年団体活動とくにその地域活動を促進し充実するため、青少年団体指導者に対し団体活動に必要な研修をおこない、その資質を向上して健全な青少年団体活動を助長し、もって青少年教育の振興に資する。

二、重点目標
❶青年団体については、とくに地域活動推進に必要な研修をおこなう。
❷少年団体については、とくに少年の生活指導に必要な指導力の向上をはかる。

三、主　催
文部省

四、期　日
昭和三十三年十一月二十五日より二十七日まで。

五、会　場
曹洞宗大本山総持寺（横浜市鶴見区鶴見町二八）

六、参加者
❶各都道府県および指定都市の青年団体幹部（各一名）
❷各都道府県および指定都市の少年団体指導者（各一名）
七、議　題
❶青年団体の地域活動の進め方
（イ）生産、社会、生活等に関する当面および活動のあり方と指導者としての心構え
（ロ）組織活動の強化
（ハ）その地域活動の進め方
❷生活指導のための集団活動のあり方と指導者としての心構え
❸原則として参加者全員宿泊制とする。
❹分科会は、青年部会および少年部会の二分科会とする。
❺参加者は、上記の議題に関して具体的な問題があるときは申込書に記入して提出して下さい（提出議題は、文部省で適宜整理する）
九、日　程
十一月二十五日
開会式（午前十時）
討議「これからの青少年団体活動」（午前十時三十分）
講演「青少年の非行の現状とその分析」（午後一時三十分）
全体会議（午後三時）
講演（午後三時三十分）
映画（午後四時三十分）
十一月二十六日
第一分科会（青年）議題「青年団体の地域活動の進め方」（午前八時～午後五時三十分）
第二分科会（少年）議題「生活指導のための集団活動のあり方と指導者としての心構え」（午前八時～午後五時三十分）
分科会座談会（午前八時）
十一月二十七日
第一分科会（午前八時～正午）
第二分科会（午前八時～正午）
分科会報告（午後一時）
全体会議（午後一時三十分）
まとめ（午後二時）
閉会式（午後三時）

関西学生部再建工作進む
大阪支部結成にも協力

関西学生部の再建準備委員会は既報の通り十月十一日関西各大学の有志が集り開催され、一応学生部としての組織は確立してゆくが、当面の目標として大阪府連の結成をはじめ関西ブロックの組織確立に積極的に協力する方針を打ち出し、十月二十五日に再度会合することを決め、その間学生は勉強、一般の問にも呼びかけを続けていた。

十月二十五日の会議は、大阪の支部結成が討議の主題になる関係上学生部代表のほか、丹生康成幹事（大阪地区選出）をはじめ大阪市内の会員有志及び京都府連からも役員が出席して開催された。

この会議の結果いろいろと問題があるが、とりあえず大阪市に支部を結成することに今後は全力をつくし、その気運の盛り上りを府下の各市町村にも波及させ明年の全国大会迄には大阪府連結成に持ってゆくことになり、具体的準備を進めることになった。

学生部としてもこれに全面的に協力するので、第八回幹事会を契機として再建になる関係上、友愛山荘建設運動に対する積極的協力

❶募金依例の整備（会員一口一〇〇円募金を年内に完了すると共に本部の募金運動に積極的に協力する。

東京都支部連合会
組織の充実が先決
常任委員会を開き討議

東京都支部連合会（委員長勝亮雄）では十月二十四日午後二時より本部事務所において常任委員会を開き第八回幹事会決議事項について都連としての具体的方針を協議するとともに、懸案の組織拡充方策を確立し検討し、常任委員の補充をはじめ、結成当初の欠陥を漸次おぎなってゆくことを決めた。

【決議事項】
一、都連常任委員の補充
早川広中（新宿）畑英雄（港）
内田恒男（豊島）武井桂子（豊島）竹内左武朗（豊島）
以上の名を新たに常任委員として補充する。

一、組織の拡大強化
❶常任委員会の充実（毎月定例委員会を五日に開催する。なお結成当初の役員選出に多少無理があったので補充選挙に活動できるものと入替えて充実してゆくことも考慮する）
❷各種行事を通じての呼びかけ
❸個人的つながりを効果的に活用する。

一、友愛山荘建設運動に対する積極的協力
❶募金依例の整備（会員一口一〇〇円募金を年内に完了すると共に本部の募金運動に積極的に協力する。

原爆患者へ折鶴を送る運動

原爆患者に折鶴を送る運動は、現在全国の支部を通じておこなわれているが、本部事務局員も仕事の余暇をさいて鶴を折っている。

なおこの運動には会員以外の方々も積極的に協力していただいているので相当数の折鶴が集りそうである。

学割交付の道開く
高校通信教育の学生に

学生・生徒に対する旅客運賃の割引制度が改正され、十月一日から実施された。

この改正は旅客および荷物運送規則の改正ならびに学校・教育施設振興規程の制定に伴うもので、今まで受けられなかった高校通信教育生にも「学割証」交付の道が開かれた。

なお、この改正に伴い、昭和二十七年七月一日付文部事務次官通知「学生生徒通学定期および学生生徒旅客運賃割引証交付範囲について」は、廃止となった。

改正のおもな点は次のとおり。

❶学割証の発行は、学校長が行なう。
❷身分証明書に本人の写真をとり付けることになった。ただし中学校以下の児童、生徒は写真をとり付けなくてもよい。実施時期は明年四月一日。
❸今まで通学定期乗車券を購入する時は通学証明書と同時に定期乗車券発行申込書の提出が必要であったのが、今後は通学証明書だけで購入できる。
❹通学定期および「通学証」の交付範囲（指定学校）が明示された。
❺今まで、指定を受けられなかった高校通信教育課程は、今後日本育生にも「学割証」交付の道が開かれた。

❻財団―日本友愛青年協会―評議員の推薦（都連より推薦する候補者に大塚・篠田・田辺・田島の各常任委員をあげ、年内に決定する）
一、参議院及び地方選挙対策
（第八回幹事会の決議にもとずき具体策を練るが、とりあえず都内に公明選挙推進委員会を早急に設置する（委員の構成は常任委員及び常任委員会で推薦したものとする）
その他、台風二十二号被災者救援運動・原爆患者へ折鶴を送る運動等については、本部の実施要項にたがってお取扱いすることにした。

友愛俳壇

東京　内山一章堂選

円城寺　里
旅果ての行けども尽きぬ草紅葉
鉄釜の湯気のほのぼのつゝ庭の柿
秋の灯や友の便りの無き机

会津　高波　司酔
泥かなし双乳ゆらして稲を刈る
提防が崩れしまゝの秋暮し
無花果を漁りて翁一人住む

横須賀　高野　政利
秋の風離職のまゝの指白く
友の怒り便りに泣く秋の風

日光　蓬田　晃峰
太き指秋空に字を綴々と
野天風呂に湯気が龍子を洗ひをり

岐阜　高山　朝
老人の屑に秋寂び小屋仕舞

長野　小池　牛子
乳児はぬくく口日輪と蜜の花

静岡　高杉　雑草
―結婚式の当夜流れしあり―
颱風の夜に消ゆ白き雌雄蝶

修善寺　広瀬なを女
颱風あとと無表情に泥洗ふ

【選者外】
野分晴翼鹿愛の中は空
国有鉄道の指定を受けた指定学校となることができるようになった

解説

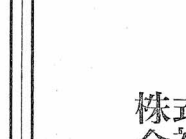

▽警職法改正賛否のよううことが起こり、相当深刻な論議も影がうすれてしまうものである。その一つに、日本の防衛に重大な関係をもつ「日米安全保障条約」の改定交渉がある。現在の安保条約は日本が占領下にあったため、日米間に不平等な条項が多く、これを平等なものに改定しようとの声は政府内部でもかなりあった。かって故藤山外相や岸首相がアメリカを訪問した際もアメリカ側の意向をただしたが、確答を得られぬまゝ今日に至っている。ところが、本年九月藤山外相が訪米しアメリカのダレス国務長官と会談した際、ダレス長官は藤山外相の要望を入れ、安保条約の再検討をすることによって、具体的交渉が開始されたわけである。

▽改定交渉といっても、草案が示すように相互防衛条約を新たに結ぶというのが適当で、藤山外相がアメリカから帰っていった「安保条約の改定という形でなしに日米相互防衛条約という新しい形のものを結びたい」意向が形の上では表明している。しかし交渉を重ねることによって、微妙な問題もでてきて、条文作成にとりかかる段階にきて政府は躊躇しているのが現状である。

警職法改正をめぐる政局の混迷が大いに影響していることは見逃せないとしても、交渉を進めて日米間の不一致な点が明らかになりこの点をついて反対気運が盛り上がることを恐れてのことであろう。

▽では改定交渉で問題となった点はどのような問題であるかというと次の諸事項があげられる。

❶事前協議条項―米軍の配備および使用に関して事前に協議することを新たに加える。
❷防衛義務条項―相互に防衛する義務を明記する。
❸基地の特権条項―領土にも等しいところに、場合によっては自衛隊を派遣しなければならないし、そうかといって沖縄や小笠原を含まないとすれば、条約の上で日本は沖縄や小笠原を領土と認めていないというジレンマに陥ることになる。このような微妙な立場に加えて、沖縄・小笠原は、米比・米華・米豪の各相互防衛条約に防衛圏として入れてある地域なので、もしこの条項をそのまゝ承認してしまえば、沖縄・小笠原を仲介として、実質的に各国と防衛条約を結んだことになり思わぬ戦争に巻き込まれる結果になりかねない。アメリカにはアメリカの事情があり、日本には日本の事情があるとなので、その簡単に了解点に達しないことはわかるが、問題が問題だけに完全満点をつくし、将来に禍根を残さないようにしてもらいたいものである。

なお、通信教育による学生、生徒から経了日の翌日後までの期間での「学割証使用期間」は、面接授業または試験期間の初日の十日前なので、この点も問題となっている。

防衛範囲で論議
―安保条約の改定―

会東軍を出動させる規定を削除する。
❺期間条項―条約の有効期限を明記する。
❻防衛地域条項―一致をみていない（アメリカ側は条約の適用地域を西太平洋と日本地域の二条を出している）

これらの点について交渉は続けられ防衛地域の問題以外はだいたい日米間に了解がついているようである。

▽防衛地域の問題がなぜ一致をみなかか、これは今回の改定交渉の焦点だけに難問である。

アメリカ側は当初「西太平洋」と「日本区域」（沖縄・小笠原を含む）の二案を示した。「西太平洋」案だと当然米領のグアム島やウェーキ島も含まれることになるので海外派兵を禁止している日本としては受入れることはできず、「日本区域」にしても沖縄・小笠原を含むことで結論がでないまゝ論議を重ねている。沖縄・小笠原は現在日本の潜在主権が認められているとはいえ施政権は何も認められていない。日本の領土でありながら現実にはアメリカの施政権下にあるわけで、この点アメリカ側としては自国の領土と同様に考えているのは当然であろう。

友愛山荘建設募金
日時・十二月四日（木）午後五時半
会場・九段会館ホール
―都電・都バス九段下、下車―
ダンスパーティー
会費・二五〇円
会員外は本部事務局にありますから御連絡下さい
友愛山荘建設委員会

土木建築請負業
株式会社 中野組
取締役社長 大島義愛
本社 千代田区九段四丁目四番地
電話（33）8321～5番
支社・営業所 仙台・川崎・福岡・鹿谷・千葉

株式・公社債・投資信託
岡三證券
取締役社長 加藤清治
本社 大阪市東区今橋2の3
支店 東京・名古屋・京都・津・四日市
山田・松阪・上野・松山・岡山